

内閣府における女性の継続就業の促進、 男性の育児・家事参画の促進、 仕事と介護の両立の推進に向けた取組

1. 女性の継続就業の促進に向けた取組

● 子ども・子育て支援新制度のための施行準備（別添1）

平成 24 年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度について、平成 27 年4月の本格施行に向け、内閣府の子ども・子育て会議において、制度の詳細設計について議論を行うなど、施行準備を進める。また、平成 26 年度は新制度の本格施行に先立って保育緊急確保事業を実施する。

● 公共調達・補助金を通じたワーク・ライフ・バランスの推進（別添2）

国では、平成 26 年8月に、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を策定した。同指針では、企業における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた「公共調達・補助金」の活用方法・範囲を明確化し、毎年度、各府省の取組状況を公表することにより、各府省の取組を促進することとしている。

地方公共団体に対しても、公共調達等を活用した男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進について、取組を依頼している。

● 「女性の活躍『見える化』」サイトの運営（別添3）

個別企業における女性の活躍状況を投資家、消費者、就業希望者等から「見える（可視化）」ようにするため、上場企業等における役員・管理職の女性比率・登用目標、男女別の勤続年数・育休取得者数、残業時間等について、平成 26 年 1 月開設の「女性の活躍『見える化』サイト」で公表している。



2. 男性の育児・家事参画の促進に向けた取組

- **「家族の日」・「家族の週間」**（別添4）

11 月第3日曜日の家族の日を中心とした期間にフォーラムや作品コンクール等を開催するなどし、地域の子育て支援や父親の子育て参加を呼びかけ、家族や地域の大切さについて、理解促進を図る。

- **男性の意識改革や働き方の見直しを先導する「キーパーソン」育成事業**（別添5）

地域・企業等において、働き方の見直しを進めて家事・育児に積極的に参画している男性を対象に「キーパーソン育成セミナー」を開催し、キーパーソン（ロールモデル）が所属する地域・企業等において、働き方の見直しと家事・育児への参画を先導することで、こうした取組の輪の拡大を図る。

- **男性にとっての男女共同参画シンポジウムの開催**

男性の家事・育児参画を推進するために、楽しみながら家事・育児に取り組むためのポイントや、上司・先輩が、家事・育児等に取り組む部下を理解し、職場において働き方の見直しを進めていくことの大切さについて、基調講演とパネルディスカッションを行った。（平成 26 年 6 月 28 日）

3. 仕事と介護の両立の推進に向けた取組

- **「仕事」と「介護」の両立支援ポータルサイトの運営**（別添6）

仕事と介護の両立に関する各種制度やサービスの情報をまとめてポータルサイトで情報発信している。

子ども・子育て支援新制度の 施行準備状況について

平成26年10月8日

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立（平成24年8月）。幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
- 新制度は平成27年4月の本格施行を予定。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

経済財政運営と改革の基本方針2014 ～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日）（抜粋）

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

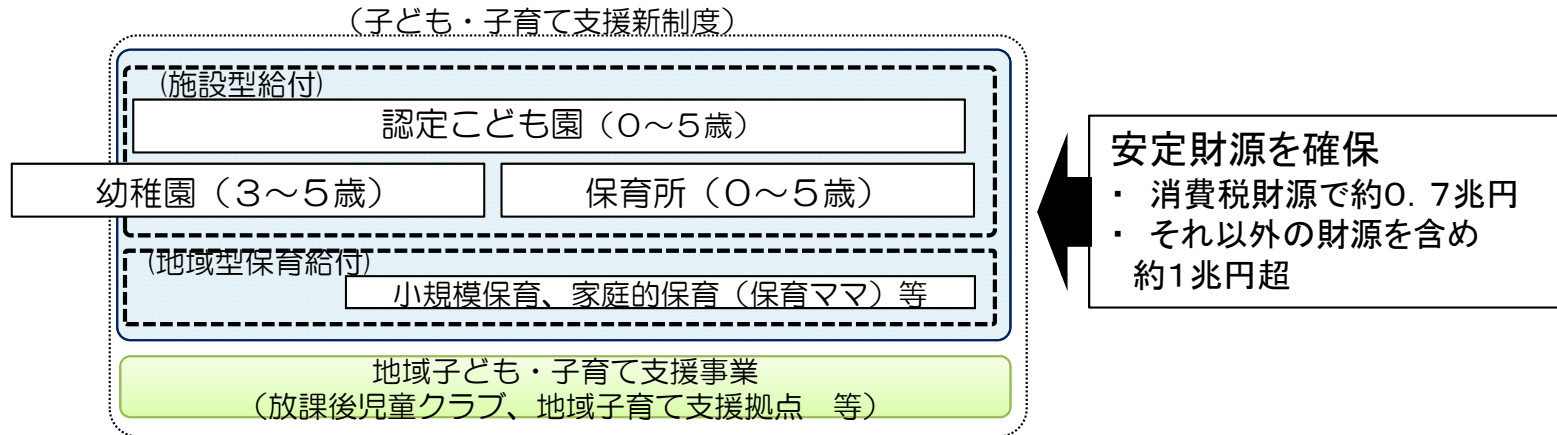
（4）少子化対策

（略）新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

※ なお、消費税8%への引上げによる増収分を活用し、平成26年4月から、新制度への円滑な移行を図るための先行的な取り組みである「保育緊急確保事業」を実施し、子ども・子育て支援の充実を図る。

①幼児期の学校教育・保育・子育て支援について共通の仕組みの下で必要な財源を確保

◇ 幼児期の学校教育、保育、子育て支援の量・質の充実



②市町村が計画的に待機児童解消などの地域の子育て基盤を整備(市町村の責務として位置づけ)

- ◇ 市町村は地域の需要を把握し、需要を満たすための計画を策定
- ◇ ①の共通の仕組みの下で必要な財源を確実に確保

③規制の見直し等により保育需要の増大に対応

- ◇ 保育所の量的拡充
 - ・ 認可制度の見直し(*)により、大都市部の保育の需要増大に対応
 *保育需要がある限り、質を満たしたものを「認可するものとする」(認可の恣意性の排除)
- ◇ 小規模保育等の新設(特に場所等の確保が難しい大都市部の保育需要増大、地域の保育の確保に対応)
 - ・ 20人未満の小規模保育、事業所内保育、保育ママ等に対する財政支援を拡充

■ 待機児童の解消

■ 地域の
子育て支
援の拡充

地域の実情に応じた子育て支援の展開

人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

〔 子ども・子育て支援新制度の 主なポイント 〕

大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題
(保育所待機児童解消加速化プランなど)

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、**一定規模の子ども集団を確保**しつつ、教育・保育の提供が可能

① 認定こども園制度の改善

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
- ・「二重行政の解消」「財政支援の充実」により、地域実情に応じた展開が可能

施設・人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、**待機児童の解消**が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、小規模保育等として、**身近な場所で保育の場の維持**が可能

② 小規模保育等への財政支援の創設

- ・「小規模保育」(定員6~19人)、「保育ママ」(定員1~5人)等に対する財政支援(地域型保育給付)を創設

土地の確保が困難な地域でも、既存の建物の賃借等により、**機動的な待機児童対策**を講じることが可能

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、**在宅の子育て支援家庭に対する支援**を中心に展開
※取組を容易とするための見直し

③ 地域の実情に応じた子育て支援の充実

- ・地域の実情に応じ、市町村の判断で実施できる13の子育て支援事業を法定
- ・在宅の子育て家庭(0~2歳の子どもを持つ家庭の7割)を中心とした支援の充実

延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、**多様な保育ニーズに応える事業**を中心に展開

新制度の基盤

④ 市町村が実施主体

- ・住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化
- ・市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

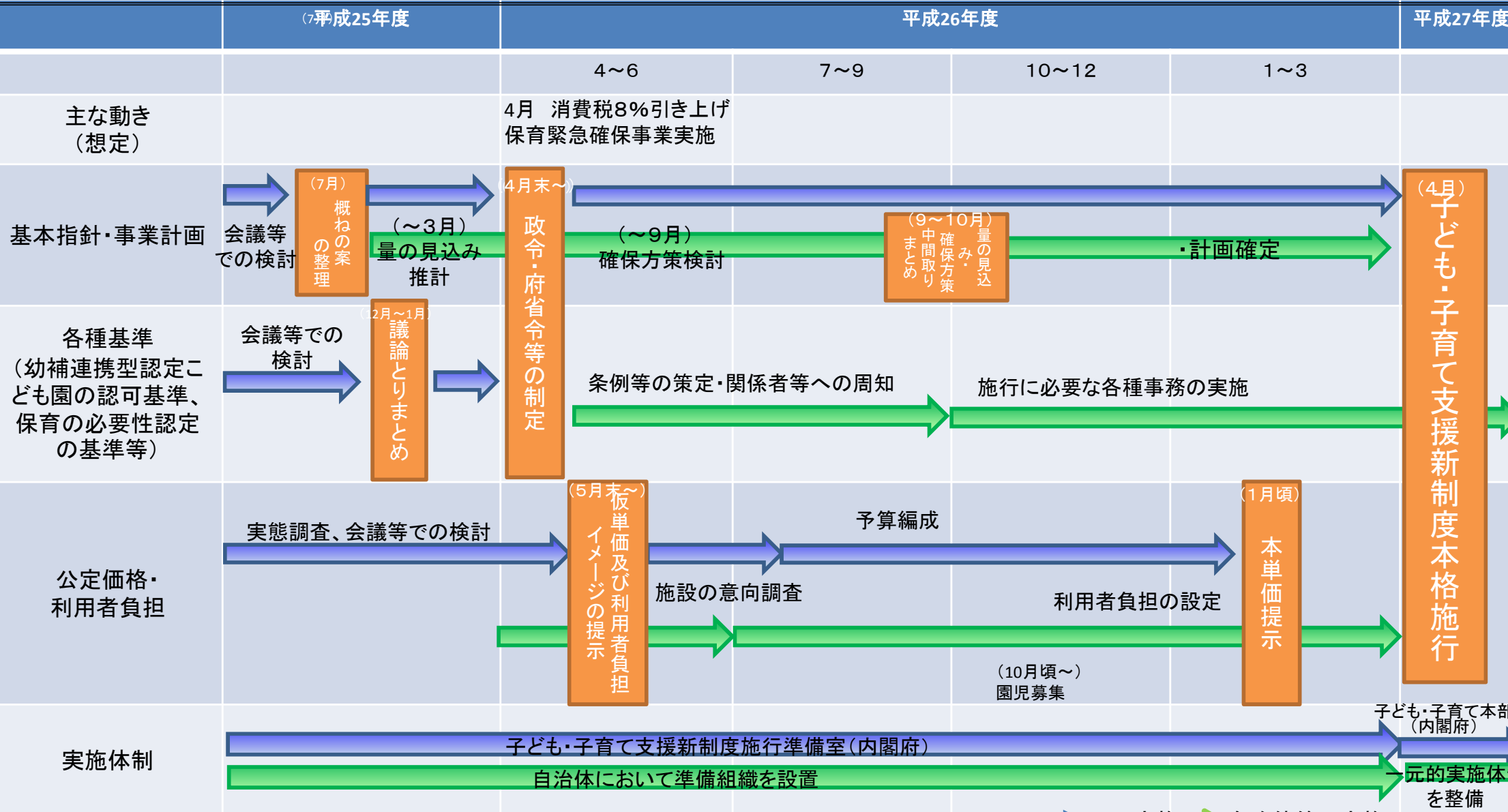
⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保
- ・質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要

子ども・子育て支援新制度の施行に向けた取組スケジュール

○平成25年4月から子ども・子育て会議において審議を行い、基本指針や各種基準等を策定するとともに、平成26年5月には公定価格の仮単価及び利用者負担イメージについて提示。

○今後、予算編成過程において、公定価格の本単価を検討。また、引き続き、自治体・事業者・保護者等への情報提供など、新制度の円滑な施行を図るための取組を実施。



(注) 27年10月 消費税10%に引き上げ(消費税率の引き上げは、経済状況を踏まえて判断。)

子ども・子育て本部を中心とした体制(イメージ)

内閣府子ども・子育て本部

内閣府特命担当大臣
【必置、子ども・子育て本部長】

【主な業務】

- 子ども・子育て支援のための基本的な政策・少子化の進展への対処に係る企画立案・総合調整
 - ・少子化に対処するための施策の大綱の作成及び推進 等
- 子ども・子育て支援法に基づく事務
 - ・子ども・子育て支援給付(認定こども園、保育所、幼稚園への共通の施設型給付、地域型保育給付、児童手当)
 - ・地域子ども・子育て支援事業に係る交付金 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管)
 - ・認定こども園制度に係る一元的窓口
 - ・幼保連携型認定こども園への指導・監督 等

総合調整

総合調整

児童福祉法体系との連携

学校教育法体系との連携

厚生労働省

【主な業務】

- 児童福祉法に基づく事務
 - ・保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に係る基準、指導監督
 - ・保育士に関する事項 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管) 等

文部科学省

【主な業務】

- 学校教育法及び私立学校振興助成法に基づく事務
 - ・幼稚園に係る基準、指導監督
 - ・幼稚園教諭に関する事項
 - ・私学助成に係る事務(新制度に移行しない私立幼稚園に対する補助 等) 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管) 等

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」項目（案）

- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

	量的拡充	質の改善 ※2
所要額	0.4兆円程度 ※1	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 （待機児童解消加速化プランの推進等）	◎3歳児の職員配置を改善（20:1→15:1） △1歳児の職員配置を改善（6:1→5:1） △4・5歳児の職員配置を改善（30:1→25:1） ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善（3%～5%） ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 （地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など
量的拡充・質の改善 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度		

※1 「量的拡充」のための所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げにより計算されるもの。現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。

※2 「質の改善」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

- 平成27・28年度において、「消費税率引き上げによる増収額」及びそのうち「子ども・子育て支援の充実」に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て決定。

子ども・子育て支援新制度の財源確保について①

○「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪。待機児童解消加速化プラン等の実現のためには、保育士等の処遇改善、研修の充実等のこれを支える「質の改善」が必要であり、十分な財源を確保して、制度を円滑かつ安定的に施行することが必要。

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）
（抄）
（平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

二. 社会保障改革関連 5 法案について

（1）子育て関連の 3 法案の修正等

- ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。
- ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて 1 兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜粋
附則

（財源の確保）

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連 3 法案に対する附帯決議
（平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1 兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する 0.7 兆円程度以外の 0.3 兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

4. 少子化危機突破のための緊急対策
（平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定）（抜粋）

5 制度・財政面での対応

（1）子ども・子育て支援新制度等の財源確保

○「子ども・子育て支援新制度」の平成27 年4 月（予定）における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源（0.7 兆円）を含め 1 兆円超程度の確保に努める。

子ども・子育て支援新制度の財源確保について②

5. 社会保障制度改革国民会議報告書 (平成25年8月6日) (抜粋)

3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを
(1) 取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保
(略) 子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着
実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせ
ない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資で
あり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そ
のため今般の消費税引き上げによる財源(0.7兆円)では
足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図ってい
く必要がある。

6. 平成26年6月9日の参・決算委員会での安倍総理答弁

政府としては、平成二十七年度から施行予定の子ども・
子育て支援新制度に基づき、子育て支援の質と量を充実す
ることとしております。このための財源の確保については、
消費税増収分はもとより、それ以外のものも含め、しっか
りに対応していく考えでございます。

7. 経済財政運営と改革の基本方針2014 ～デフレから好循 環拡大へ～

(平成26年6月24日) (抜粋)

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・
発揮

(4) 少子化対策

(略) 新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策
定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年
4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基
づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向
上を図るための財源の確保については着実に進め、消費
税分以外も含め適切に対応していく。

8. 平成26年10月2日 参・本会議での安倍総理答弁

平成二十七年四月に施行予定の子ども・子育て支援新
制度に基づき、子育て支援の質・量の充実を図るための
財源の確保については、消費税分はもちろん、それ以外
のものも含め、しっかりと対応してまいります。

平成26年度における「社会保障の充実」（概要）

（単位：億円）

事 項		事 業 内 容	計（注1）	国分	地方分
子ども・子育て支援の充実		待機児童解消の推進と地域の子ども・子育て支援の充実 （「待機児童解消加速化プラン」の推進、保育緊急確保事業の実施）	2,915	1,348 （注3）	1,568
		社会的養護の充実	80	40	40
		育児休業中の経済的支援の強化	64	56 （注4）	8
医療・介護の充実	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 （1）消費税財源の活用による診療報酬の改定 （2）新たな財政支援制度の創設（※）	353 544	249 362	105 181
		地域包括ケアシステムの構築 （認知症に係る地域支援事業の充実等）	43	22	22
	医療保険制度改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612
		高額療養費制度の見直し	42	37	5
	難病・小児慢性特定疾患への対応	難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立 等	298	126	172
年金制度の改善		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10	10	0
合 計			4,962	2,249	2,713

※ 医療提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）については、上記に加え、公費360億円の上乗せ措置を別途実施。その結果、基金規模は合計904億円。

（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

（注2）計数は、それぞれ四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

（注3）「保育緊急確保事業」の国分（1,043億円）は内閣府、保育所運営費の国分（304億円）は厚生労働省に計上。

（注4）「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分（55億円）は厚生労働省、国共済組合の適用分（1億円）は各省庁に計上。

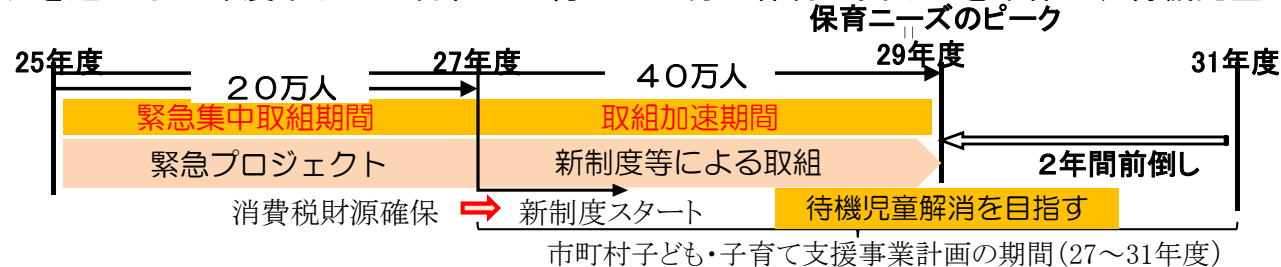
「子ども・子育て支援の充実」の概要

所要額(公費) 2,995億円
(国費 1,388億円)

I. 「待機児童解消加速化プラン」の推進

所要額(公費) 1,841億円(国費 985億円)

○子ども・子育て支援新制度の施行(27年度予定)を待たずに、「緊急集中取組期間」(25・26年度)で約20万人分、潜在ニーズを含め、保育ニーズのピークを迎える29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。



○消費税財源を活用して以下を実施し、意欲ある地方自治体を強力に支援。(☆はⅡ. 保育緊急確保事業として実施)

- 小規模保育、家庭的保育、幼稚園における長時間預かり保育や、認可を目指す認可外保育施設への支援 ☆
- 保育の量拡大に対応した保育所運営費の確保 ■保育士確保対策(処遇改善) ☆ ■利用者支援 ☆ 等

※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等について、「安心こども基金」にて引き続き財政支援をする。

Ⅱ. 保育緊急確保事業(別添参照)

所要額(公費) 2,307億円(国費 1,043億円)

○子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

1 「待機児童解消加速化プラン」の推進 (上記Ⅰの一部を再掲。)

所要額(公費) 1,233億円(国費 681億円)

2 新制度に基づく事業の先行的な支援

所要額(公費) 1,074億円(国費 362億円)

新制度の下で市町村が実施する、地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援。

- 地域子育て支援拠点事業 ■一時預かり事業 ■ファミリー・サポート・センター事業
- 放課後児童クラブの充実(利用意向を反映した開所時間延長への対応(小1の壁の解消)) 等

Ⅲ. 社会的養護の充実

所要額(公費) 80億円(国費 40億円)

- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)
- 児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム等)の推進

「保育緊急確保事業」について

事業内容等

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

【実施主体】

市町村(特別区含む)

※特定市町村(待機児童が50名以上いる市町村)は、実施義務が課されている。

総事業費 2,307億円 《国 1,043億円 地方 1,264億円》

施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等

- ① 小規模保育運営支援事業
- ② グループ型小規模保育事業
- ③ へき地保育事業
- ④ 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ⑤ 家庭的保育事業
- ⑥ 認定こども園事業(保育所型)
- ⑦ 認定こども園事業(幼稚園型)
- ⑧ 保育士等処遇改善臨時特例事業
- ⑨ 保育体制の強化
- ⑩ 認可化移行総合支援事業(運営費支援、調査費、移転費)
- ⑪ 民有地マッチング事業

【補助率 1/2】

※「⑧保育士等処遇改善臨時特例事業」は、国の補助率3/4。

地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等

- ① 放課後児童クラブの充実
(利用意向を反映した開所時間延長への対応)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧ 子育て短期支援事業
- ⑨ 利用者支援事業
- ⑩ 新規参入施設への巡回支援事業

【補助率 1/3】

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」について

- 企業における女性の活躍推進に向けた「**公共調達・補助金**」の活用方法・範囲を明確化し、毎年度、**各府省の取組状況を公表**することにより、各府省の取組を促進

男女共同参画会議決定（平成24年3月14日付け） （12閣僚構成）

公共調達

男女共同参画等の評価項目の設定
→ 男女共同参画等の調査・広報・研究
※ 総合評価落札方式の場合

【参考】公共調達に関する現行の取組の実績
H23 2.2億円 → H25 6.3億円

男女共同参画推進本部決定（平成26年8月5日付け）（全閣僚構成）

:新たに明確化したもの

公共調達

各府省の取組の拡大

男女共同参画等の評価項目の設定
→ 男女共同参画等の調査・広報・研究
→ **女性が重要な対象者の広報等**

※ 総合評価落札方式、企 **企画競争** 易合

受注機会の増大

補助金

考え方の明示

女性の活躍推進を
直接の目的とする
補助金

女性の活躍推進に
資する環境整備の
補助金

主たる目的が別の
補助金における
優遇措置等

公共調達等の機会を捉えた啓発

新規の取組

企業における女性の活躍状況等の任意報告

日本再興戦略における位置付け等

● 今後の取組事項について(平成24年3月14日男女共同参画会議決定)

○ **公共契約**を通じて雇用分野の男女共同参画を推進するため、**男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業**において総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、**男女共同参画等に関する評価項目の設定**に取り組む。

● 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

- 1 女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等
企業への助成金制度や税制上の措置の活用等による支援等の充実、**公共調達を通じた取組**、好事例を顕彰する仕組みの拡充を進めるとともに、役員や管理職への登用拡大(全上場企業においてまずは役員に一人は女性を登用)に向けた働きかけやキャンペーン、登用状況の開示促進、女性人材のデータベース化等を行う。

● 日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

(企業等における女性の登用を促進するための環境整備)

公共調達や各種補助事業に当たり、事業者又は発注者の負担等を踏まえつつ、ワークライフバランス、女性の登用等への取組状況について報告を求め、企業における取組の「見える化」を進め、**女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を適切に評価すること等を盛り込んだ取組指針**を策定し、受注機会の増大を図る。

女性の活躍「見える化」サイトの開設（2014年1月）

別添3

女性の活躍 「見える化」サイト

- 個別企業のデータを内閣府HPで公表
- 業種毎(33業種)にデータを整理
- 統一フォーマット(一覧表)を採用

13 項目

- ・ 管理職・役員の女性比率等
- ・ 女性登用の目標
- ・ 育休取得者数(男性内数)
- ・ 月平均残業時間
- ・ 勤続年数(男女別) 等

上場企業3,552社中
1,229社(34.6%)
が開示
(日経平均株価構成銘柄
では8割の企業)
(2014.10.6現在)

上場企業



市場評価の上昇

投資家
(資本市場)

就業希望者
(労働市場)

消費者

【女性の活躍『見える化』サイト】内閣府男女共同参画局 HP
<http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/mierukasite.html>





「家族の日」「家族の週間」

H27年度要求額8,234千円(10,485千円)

- ・家族の日: 11月第3日曜日(平成26年11月16日)
- ・家族の週間: 家族の日の前後各1週間(平成26年11月9日～22日)

【経緯】新しい少子化対策(H18. 6. 20少子化社会対策会議決定)に基づき、生命の大切さや家族や地域の絆等について理解促進を図ることを目的に、家族の日・家族の週間が制定された。

【趣旨】子どもを家族が育み、家族を地域社会が支える社会の実現に向けて、国、地方公共団体、民間の関係団体等と連携し、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家族の役割等についての理解促進を図る。

内閣府の取組

《行事》

- 「家族の日」フォーラム(地方自治体と共催)
 - ・フォーラムやワークショップ、
 - ・作品コンクール表彰式(大臣表彰)など
- ※毎年、「家族の日」に開催。
- H26は神奈川県、横浜市と共催(11月16日)予定

《理解促進》

- 作品コンクール(家族や地域の大切さに関する「写真」、「手紙・メール」の募集と表彰)(募集期間 平成26年7月～9月)
- 地方自治公共団体のイベントなど地域の取組に関する情報提供
- ロゴマークの使用などによる官民連携の周知

連携

関係府省の取組

(内閣府)食育、子ども・若者育成、仕事と生活の調和、(文部科学省)子どもの生活習慣づくり、(厚生労働省)母子保健等、(法務省)犯罪・非行の無い地域づくり など

連携

連携

地方公共団体

「家族の日」と連携した取組や「育児の日」、「子育てフォーラム」などの取組、「家庭の日」等(44都道府県等)の行事

民間の関係団体、企業等

- 家族の大切さなどについて訴えかけるキャンペーンや啓発活動
- 働き方の改革の取組等

男性の意識改革や働き方の見直しを先導する「キーパーソン」育成事業

別添5

課題と目的

H27要求額 12,200千円（9,898千円）

男性の家事・育児参画の推進

- ・ 男性の週労働時間60時間以上の就労者割合は、30代(18.2%)、40代(17.5%)と依然として高い。
- ・ 長時間労働の人ほどポジティブな評価を受けやすいという印象が未だに根強い。(H25年度「ワーク・ライフ・バランスに関する個人・企業調査」)
- ・ 働き方改革を進めるためには、経営者・管理職による業務管理等の取組とともに、働く「本人」の意識改革が急務。
- ・ 男性の育児休業取得率は依然として低水準(2.03%)。
- ・ 夫婦共働きで6歳未満の子供を持つ夫のうち、80.5%が「家事」を全く行わず、67.2%が「育児」を全く行っていない。
- ・ 女性の活躍を推進するためにも、男性の家事・育児参画の拡大が不可欠。
- ・ 男性の家事・家事育児を推進するため、取組の「先導者」及び「啓発ツール」による各層への訴求が必要。

事業の概要

① 男性の家事・育児参画を先導する キーパーソンの育成

セミナーを開催し、「キーパーソン」を育成

- 受講対象者
 - ・ 働き方の見直しを進め、家事・育児に参画している男性
 - ・ 自治体・企業等の各種団体に所属
- セミナー内容
 - ・ 「働き方見直しを進め、家事・育児に参画すること」を普及啓発するために、必要な知識やスキル等を講義。

→ キーパーソンとして地域等における先導役へ



体験記
(事例)
を応募

キーパーソン
を含む多様な
ユーザーが
活用

② 啓発ツールによる 取組事例の広報・啓発

啓発ツール(アプリ等)の製作と活用

- 働き方の見直しや家事・育児参画の事例を、キーパーソン等から収集し、これまで研究してきた事例とともに随時発信。
- 男性が楽しみながら家事・育児に参画し、記録できる仕組みを搭載。



意識改革や働き方の見直しを進め、男性が楽しみながら家事・育児に参画することで、各層における **仕事と生活の調和** 及び **男性にとっての男女共同参画の更なる推進** を図る。



「仕事」と「介護」の両立 ポータルサイト

これから介護が必要になるかもしれないという不安を抱えた方や、家族の介護をすることになった方のための、仕事と介護の両立に関する各種制度やサービスの情報をまとめたポータルサイトを開設しました。



コンテンツ

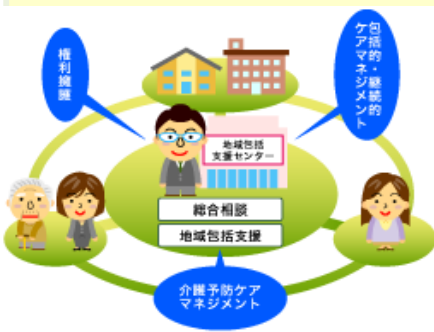
ケース別支援メニュー

働く人のための介護休業制度

介護の基礎知識

お役立ち情報リンク集

ほか



様々なケースに応じて必要な情報へとナビゲーション

- ・同居している母親が脳梗塞で入院していたが、病院から、退院して通院治療に切り替えて欲しいと言われた。今後の介護はどうしたらよいだろうか。
- ・郷里の母親の介護が必要になった。遠隔地なので日常生活の世話をすることができない。地域の介護サービスを受けながら介護ができないか。
- ・遠隔地で母親が一人暮らしをしている。今は元気そうに見えるが、将来が心配だ。
- ・同居している父親の様子がおかしい。認知症ではないか。今後どのように介護していけばよいか。
- ・父親を自宅で介護しているが、他県に転勤することになった。転勤先でも必要な介護が受けられるだろうか。転勤先でも介護休業や介護休暇を取得できるか。
- ・職場の部下が介護をすることになり、どうしたらよいかと相談を受けた。どのようにアドバイスしたらよいだろうか。

バナーをご活用ください

「仕事」と「生活」の調和ポータルサイトはこちら↓
<http://www.cao.go.jp/wlb/ryouritsu/index.html>

バナーはこちら↓
<http://www.cao.go.jp/wlb/ryouritsu/banner.html>

